

表 彰 規 程

本会が行う表彰は、この規程に定めるところによる。

(目 的)

- 第 1 条 子ども会ならびに子ども会活動助成にあたっている指導者（指導者組織を含む）、育成者・育成会に対して、その業績を表彰し、今後における子ども会活動の振興をはかる。

(被表彰団体（者）)

- 第 2 条 表彰の対象は、次のとおりとする。

1. 団体表彰

子ども会・指導者組織・及び育成組織とし、おおむね5年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。

2. 個人表彰

指導者・育成者としておおむね5年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事し、その功績が顕著であるもの。

3. 特別表彰

特別に表彰に価する活動をした指導者・育成者または単位子ども会について特別表彰する。

(感謝状の贈呈)

- 第 3 条 被表彰団体（者）のうち第2条第1号の子ども会の場合にあってはその育成会に感謝状を贈呈する。

(1) 本会のため功労のあった者に対し理事会の議を経て、感謝状を贈呈することができる。

(推せん者)

- 第 4 条 推せん者は、子ども会の市町村連合体の代表とする。

但し、市町村連合体が組織されていない場合は、当該市町村長、もしくは、市町村教育長とする。

(推せんの方法)

- 第 5 条 被表彰団体（者）の推せんは、次のいずれかによる。

(1) 第4条に基づく代表者により既に表彰せられたもの。または代表者が推せんしたもの。

(2) 本会の理事会が推せんし、会長が適当と認めたもの。

2. 第4条に基づく推せん者は、第2条の1・2にわたって1ないし2件の推せんを行うことができる。

- 第 6 条 選考は、本会の代表、及び会長の委嘱する関係機関団体の代表者、学識経験者をもって構成する選考委員で行う。

(表 彰)

- 第 7 条 表彰の時期は、原則として毎年2回とし、高知県子ども会中央大会ならびに高知県子

ども会育成中央会議で行う。

2. 被保険者団体（者）には表彰ならびに、記念品を贈呈する。

（全子連、その他機関団体の行う表彰に対する推せん）

第 8 条 本規程による被表彰団体（者）は、全国子ども会連合会、その他機関団体の行う表彰
に対し候補者として推せんする。

（その他の顕彰等）

第 9 条 本規程に基づかない顕彰ならびに感謝状の贈呈等を行う場合は、そのつど理事会の議
を経て決定する。

附 則

1. 本規程は、昭和46年7月6日より施行する。
2. 表彰手続き等詳細は別に定める。
3. 昭和52年6月11日一部改正。
4. 昭和57年6月5日一部改正。
5. 昭和58年6月4日一部改正。
6. 平成元年2月18日一部改正。